

連鎖するディアスポラ

——フランス領カリブ海からのまなざし

平野 千果子

はじめに

ディアスポラという言葉が、ユダヤ人の離散という従来の意味合いを超えて、他国に移住した人びと全般に関しても広く使われるようになったのは、もはや周知のことだろう。グローバル・ディアスポラ叢書を編纂した駒井洋は、ディアスポラ概念の広がりの前に、実体論的な定義にはあまり意味がないとして、「転地先と出身地ないし出身共同体との両者に二重に帰属している人びとであるというのがせめてもの最大公約的な定義」だと記している。^①そして六巻に上るこの叢書では出身地別に検討するとしただうえで、ブラック・ディアスポラについては「その特殊性にかんがみて、アフリカとともにカリブ海地域も出身地に加え」て叢書を編んでいる。^②

本稿ではこうした認識を共有しつつ、カリブ海のフランス領であるマルティニックとグアドループ（フランス領

アンティーユ (Antilles françaises) に注目し、この地にかかわる人の移動から考えてみたい。ここはかつて奴隷植民地だったので、多くのアフリカ人奴隷が送られてきた。それはいうまでもなく、今日ブラック・ディアスポラと呼ばれるものの一角を占める。

本稿で考えたいのは、一八四八年に奴隷制が廃止されて以降の人びとの移動である。奴隷制廃止後のこれらの島には、不足する労働力を補うために、改めてアフリカから、さらにはインドや中国から契約労働で到来した人びとがいた。それが第二次世界大戦を経ると、今度はここから本国へと流出する人びとの波が続くことになる。アラン・アンスランは在フランスのこれら二島出身者についての先駆的な研究で、彼らのなかでもとくにパリとその周辺に住む共同体をその規模の大きさから、マルティニック、グアドループ両島に続く「第三の島」と表現している。⁽³⁾

そこで以下の行論では、まず奴隷制廃止後にそれまでのブラック・ディアスポラに続いて、二島に流入した人びとをめぐむ状況を確認する。その後の時代は、逆にここから外部に流出する人びとが生まれてくる。それについては第二次世界大戦以前と以後に分けて、順次記していきたい。本稿は二島を介するディアスポラについての、ほんの素描であるが、こうした作業を通して、ディアスポラ現象の歴史をめぐむ考察を深める手掛かりになればと思う。

一、ブラック・ディアスポラに続くもの

一八四八年四月、二月革命後のフランスで成立した第二共和政府は、奴隷制廃止の政令を發布した。⁽⁴⁾ 一九世紀、とりわけ一八三〇年代以降に展開された奴隷制廃止運動を受けてのことである。しかし廃止が実現する前から危惧されていたのは、労働力の不足だった。事実、奴隷身分から解放されると、別の可能性を求めてプランテーション農場から町に出ていった者も少なくなかった。それに対応するには、外部からの労働者に頼らざるを得ない。グア

ドロープの植民地議会では、すでに奴隷制廃止に先立つ一八四四年七月、一万人の外部からの労働者を導入する措置が俎上に上っている。⁽⁵⁾

奴隷制廃止になると、労働者の導入に関する二つの政令が一八五二年に定められた（二月一三日、三月二七日）。最初の政令は、しかるべき財政措置に加え、労働者が契約に基づいていること、すなわち奴隷労働でないことをとくに求めていた。二つ目の政令は、労働者の導入や管理に加えて、帰還についての定めがあった。⁽⁶⁾ こうした法制度に基づき、旧奴隷植民地に人手が供給されていく。たとえば先に言及したグアドループでは、奴隷制廃止前に四人いた奴隷のうち、廃止後に契約労働者となったのは二万五〇〇〇人だったが、わずか数年後の一八五三—一八五四年には、四万人の労働者を確保している。⁽⁷⁾

それらはどのような人だったのか。新たな労働者はアフリカのほか、インドや中国からの導入が視野に入れられた。以下に概観していこう。

アフリカ人

まずはアフリカ人労働者から始めたい。奴隷制廃止後の労働力の調達地の一つがアフリカだったことには、それまでも奴隷として大量にこの地の人びとを導入してきた歴史がある。奴隷制廃止後に到来したアフリカ人は、出身地にかかわらず「コンゴ」と総称された。従来から島にいる奴隷出自の人びとも、言うまでもなく元はアフリカ大陸から来たのであり、コンゴの到来は直接的にブラック・ディアスポラの延長に位置づけられる。

彼らをめぐっては、二点を指摘しなければならない。第一に、非合法の奴隷貿易を疑われたことである。奴隷貿易は一八〇七年のイギリスを皮切りに、奴隷制度そのものに先立ってすでに廃止されていた。フランスなど他のヨーロッパ諸国は一八一四—一八一五年のウィーン会議で廃止が決まっている。奴隷制が残っている以上、闇での取り

引きが続いたのだが、それも一八三〇年に入ると表面的には収束していく。⁹⁾

しかしフランスが奴隷制を廃止した一八四八年は、まだ奴隷制が残っている地域の方が多かったし、奴隷を供給する奴隷貿易を廃止していない地域もある時期だった。そうしたなかでアフリカ人を新たに導入する航路が、非合法化された奴隷貿易なのではないかという疑念が生じるのは避けられなかった。実際にアフリカで奴隷として捕獲された人を「自由契約者 (engagés libres)」と称してアメリカ世界やインド洋に売却する新たな交易も広まっていた。⁹⁾ こうした状況は、仏領カリブ海へのアフリカ人の導入が続かない大きな理由となった。¹⁰⁾

コンゴをめぐる指摘すべき二点目は、彼らが新天地のマルティニックやゲアドループで、元奴隷からも差別されたことである。闇貿易の多寡は別にして、原則的には三〇年以上、アフリカから新たな奴隷は来ていなかった。つまりコンゴは、同じアフリカ出身とはいえ、一八四八年に解放された多くの元奴隷たちと違って白人の支配層と混血していないので、一般に肌の色がより黒かった。仏領カリブ海に共通したことが、社会通念として肌の色が淡いほど好ましく見られる傾向がある。コンゴが入っていったのは、そうした認識が浸透している社会だった。彼らには、言葉や慣習の面での違いもあったのではないか。肌の色がより黒い彼らは長いこと差別の対象となるのである。

筆者は二〇一五年にマルティニックを訪れた際、コンゴの人たちによる楽器演奏と踊りの催しを偶然にも鑑賞する機会があった(図1参照)。近年、掘り起しが行われて後世への継承が試みられているとのことだった。差別のなかで封印してきたものが、ようやく伝えられようとしている場面に遭遇したわけである。彼らの自己主張には膨大な時間がかかったことになる。

インド人

他の地域出身者はどうか。次にインド人をみてみよう。インドにはフランス領があった。一八世紀のイギリスとの戦争（ブラッシーの戦い）に敗れた後も、南東部のポンディシェリをはじめフランスは五都市を掌握しており、まずはそうした地域からの導入が図られた。それに加えて、イギリスによる斡旋もあった⁽¹⁾。英仏通商条約が結ばれた翌年の一八六一年、イギリスは自らの支配領域のインドからフランスが労働者を募集する許可を出している。他国に先駆けて一八三〇年代に奴隷制を廃止したイギリスは、奴隷制廃止後に労働力不足に陥った国が非合法の奴隷貿易にかかわるのを防ごうとしたことが、背景にある。

仏領カリブ海に関する書物を著したポール・ビュテルの数字を紹介すると、グアドループでは一八五四―一八七〇年の間に

二万三二二人のインド人が到来し（年平均で二一九七人）、一八八五年には二万一八〇五名にまで増加した。マルティニクは一八五五―一八六二年の間に九一五八人（同じく一一四四人）を受け入れている⁽²⁾。これら労働者の導入にあたっては、先の政令にもあったように出身地への帰還が念頭にあり、一八八〇年代にはそれが実現されていくことになる⁽³⁾。

ただし一定期間、労働者がやってきて、しかる後に帰国した、という物語と実態の間には、乖離もあるようである。



図1 2015年1月にマルティニクで行われたコンゴ音楽の催し（筆者撮影）

グアドループの中心街には、インド人労働者の記念碑がおかれていた(図2参照)。プレートには、最初のインド人が到来した一八五四年(一月二日二四日)の一五〇周年を記念して建てられたものだと刻まれている。契約労働者の導入が停止される一八八四年までの間に到来したインド人四万二三二六人のうち、二万四八九一人が過酷な待遇で死去し、九四六〇人がインドに帰還したという。ビュテルの記すものよりはるかに大きいこれらの数字は、驚きなしには目にする⁽¹⁵⁾ことができないのではない⁽¹⁶⁾か。

ちなみに奴隷制廃止が専門のネリー・シユミットは、契約労働者は賃金も通常の労働者の四分の一程度だったのに加えて労働環境は過酷で、死者も多かったとする。しかも帰還の費用は自前だったために、実際に帰った者は少なく、導入された労働者全体で見れば一〇%だったという数字をあげている。数字の齟齬もさることながら、彼らの労働環境から奴隷制廃止後に導入された労働者について、「第二の奴隷制」だとの声が当時からあったという指摘も忘れてはなるまい。⁽¹⁵⁾

中国人

最後に中国人を取り上げよう。奴隷制が廃止されていく時代の中国は、ヨーロッパ列強が進出を狙っていた場だっ



図2 グアドループのインド人労働者の記念碑(筆者撮影)

た。逸早く奴隷制を廃止したイギリスは一八三四年、中国人労働者「クーリー（苦力）」の導入を試みる。中国を舞台としては、一八四〇年代のイギリスとのアヘン戦争に続き、一八五〇年代には英仏と清の間にアロー戦争が起きている。中国人を調達して労働力を必要とする地域に送り出すことは、列強が中国に足場を築く重要な手段でもあった。奴隷制廃止は世界の趨勢であり、多くの地が労働力を必要としていた。多大な人口を抱える中国は、奴隷制を廃止した列強にとつて労働者を調達する格好の場でもあったのである。

『マルティニックへの中国人移民』（一九九〇年）を著したジャン・ジャック・カルダンは、労働者をリクルートする会社が仲介料で大いに利益を上げたことを記している。それによれば、香港からキューバに送り出された労働者一人当たりの手数料は一七〇—一八〇ピアストルであったものが、間もなく二五〇—四〇〇ピアストルとなった。マカオからは二〇%、広東からは三〇%割高に取り引きできたという。労働者は表向きは奴隷ではなかったものの、これは「クーリー貿易」と認識された。⁽¹⁶⁾

先にも記したが、契約労働者に依存するあり方は一八八四年に打ち切りとなった。⁽¹⁷⁾ 結局のところ契約労働は導入に際して高くつくだけでなく、現地の労働者との間に摩擦や軋轢が生じ、社会問題にもなったからである。しかも中国人に関しては一八六〇年には失敗と認識されて、この時点で停止されている。フランス領カリブ海に到来した中国人の数は相対的に少ないが、⁽¹⁸⁾ 中国人は世界各地に労働者として移住していったのであり、マルティニックやグアドループもそうした「中国系ディアスポラ」の一角を提供したのである。⁽¹⁹⁾

こうして奴隷制時代にはアフリカから、奴隷制廃止後にはアジア出身の人びとが新たに到来したことは、この地域の人口構成を複層的かつ複雑にしたと同時に、豊かにした側面もある。島に残った人びとの間からは、一〇〇年後の一九七〇年代に「クレオール礼賛」という表現で、彼らの混成された文化的独自性が発信されることになる。⁽²⁰⁾

その点についてはここではおき、次にこれらの島を出ていく人びとに視線を移すこととしよう。

二、「砂糖プランテーションから植民地行政の場へ」

マルティニックとグアドループからの人の流出を考えるにあたり、まずこれらの地のフランス植民地における特殊な位置づけを確認しておく必要がある。奴隷制廃止が実現したとき、解放された元奴隷は「フランス市民」として参政権を与えられた。第二共和政府の初期の政策として普通選挙制度の実現があるが、これが元奴隷にも適用されたのである。このときの参政権は男性に限られたもので、本国の女性よりも植民地の男性の方が早くこうした権利を得たことは、興味深い事例である。

もつとも手にしたのは参政権のみで、全的な市民権には程遠い「植民地市民」とでもいうべき身分だった。市民権は参政権に象徴されたと言ってもよい。⁽²¹⁾話を先取りするなら、住民たちはさらにフランス市民として十全の権利を得ようと、本国への働きかけを続けていく。マルティニック、グアドループはじめ、旧奴隷植民地である全四地域（二島に加えて南米の仏領ギアナとインド洋のレユニオン）が「海外県」となったのは奴隷制廃止から一世紀を経た一九四六年。⁽²²⁾植民地省（同年から海外フランス省に改称）の管轄下におかれたまま、名称だけ変更になったものである。法制度上の差別がほぼなくなるのは一九七〇—一九八〇年代を待たなければならない。それでもなお残る社会的差別は別途考える必要がある。⁽²³⁾

さて、奴隷制が廃止されて後も植民地支配のなかで、解放された人びとが置かれた労働環境は相変わらず過酷なものだった。それでもなかには教育をおさめ、社会上昇を果たす者たちが現れた。⁽²⁴⁾とりわけ第一次世界大戦を経ると、それらのなかからフランスに到来する者もあつた。当然のことながら、当時は中流・上流階層の学生や知識人、あ

るいは船員など特殊な職業の者が中心だった。⁽²⁵⁾ そうした人びとを代表する人物として、後にマルティニック市長と国民議会議員を半世紀以上にわたって務める詩人のエメ・セゼールがいたことは、あまりに有名であろう。

フランス本国への移住については次章で述べることにし、ここでは奴隷制廃止から第二次世界大戦までの間の移動に関して、やはり「ディアスポラ」とも語られる側面に一言ふれておこう。アフリカ研究が専門のヴェロニク・エレノンが上梓した『アフリカにおける仏領カリブ海の人びと』(二〇一〇年)⁽²⁶⁾ は、植民地行政官としてカリブ海からアフリカに渡った人びとをテーマとした書物である。⁽²⁶⁾ 本書は一八八〇年から一九三九年を扱っているが、それはフランスが植民地帝国を建設・拡張し、新しい植民地であるアフリカで行政官の需要が増えた時期でもあった。フランスにとって革命前からの古い植民地 (vieilles colonies) であるカリブ海地域出身者は、被支配者でありながらフランス市民であり、植民地の末端の住民と支配者フランスの間をつなぐ役割を果たすことが期待された。

本書にはマルティニック、グアドループ両島に加えて南米植民地のギアナ出身者、三三五名の全氏名が掲載されている(うちギアナ出身者は四六名)⁽²⁷⁾。この数字は小さくも見えるが、奴隷制廃止時点での三つの地域の人口は、表1に示したように、小規模なギアナはともかく、せいぜい一〇万人を超える程度だったことを考えれば、意味のない数字ではあるまい。本章のタイトルは、本書第一章から借用したのだが、この「砂糖プランテーションから植民地行政の場へ」という移動、すなわち旧奴隷植民地から、ア

表1 1848年初頭におけるカリブ海植民地の人口

植民地	総数	奴隷	ヨーロッパ人	自由有色人
マルティニック	122 691	75 339	9 490	37 862
グアドループ	129 778	87 087	9 946	32 745
南米ギアナ	19 495	12 525	6 370	650

出典 Nelly Schmidt, *La France a-t-elle aboli l'esclavage ? : Guadeloupe-Martinique-Guyane, 1830-1935*, Paris, Perrin, 2009, p. 181 より筆者作成。

リカという新しい植民地に、植民地行政官という肩書でこれだけの人が移動したことは、帝国主義時代を人の移動という観点からみた際の一つの特徴となっている。本書の序文が「植民地ディアスポラ」と題されていることは、こうした移動を端的に表現したものとさえいえるだろう。同時にそれが、「植民地化された側から植民地化する側への転身」でもある点については、今後改めて考えることとしたい。

ちなみに上記の三五五名のリストには、中国系の名前は見当たらない。インド系の名前があるか否かは安易に断言できないが、前章で言及したカリブ海植民地に労働者として流入した人びとが何を生業としていったのか、さらなる探究が必要となるだろう。

三、「第三の島」の形成

話をさらに後の時代に進めよう。第二次世界大戦の前であれ後であれ、カリブ海の島から本国への移動を考える際には、この地の住民の心性を考慮する必要がある。フランスと同等の権利、いふなればフランスへの「同化」を要求してきたこの地の人びとは、差別への反発こそあれ、明確にフランス人意識をもっている。

一例として、後にポストコロニアリズムの先駆者と位置づけられるフランツ・ファノン⁽²⁸⁾をあげておこう。ファノンは大戦中の一九四三年、フランスのレジスタンスを率いていたシャルル・ドゴールの側で志願する。周知のように第二次世界大戦期、ドイツ占領下に成立したヴィシー政権が対独協力を進めたのに対し、ドゴールは国外からレジスタンス運動を展開していた。ファノンがレジスタンスに参加したのには、自身の出身地マルティニックが当初ヴィシー派の将軍が掌握するところとなり、軍の駐留によって生活環境が激変したこともある。ファノンはまだ高校生でもあった。とはいえ、ドゴールも宗主国フランスの政治家である。苦境にあるフランスの状況から、マルティ

ニックの自立をめざすのではなく、いわば「よりよいフランス」に向けた行動をファノンにしたわけである。ファノンはマルティニックからフランスに移住した先駆者の位置も占める。

こうした選択は、ファノン一人にとどまるものではない。かつて筆者の滞仏中、両親がグアドループの出身だというルームメイトがいた。彼女の両親は戦後にフランスに移住するのだが、それは大戦中のドゴールの行動を支持したからである。両親は熱烈なドゴール派だったと彼女は語っていた。戦後の宗主国への移住という決断もやはり、「フランス人」としてのものであった。

それが単純なフランス礼讃に終わるわけではないこともまた、確認しておくべきだろう。アルジェリア戦争（一九五四―一九六二年）に際してファノンが民族解放戦線に与したのは周知のことだし、筆者のルームメイトの家族も移住後の生活で大いに差別を体験し、ドゴールに象徴されると思われたフランスにも幻滅していく。

多少とも類似の経験をした人びとはいたはずだが、第二次世界大戦後には本国への移住は急速に増えていった。それまでとは変わって、戦後は貧しい階層からも渡仏するケースが顕著になり、一九五〇年代からは「大規模な移住 (migration massive)」が始まることになる。⁽²⁸⁾ 行政もそれを後押しした。一九六三年に創設された海外県移住局 (Bureau des migrations d'outre-mer、以下BUMIDOMと略記) は、一九八二年に改編されるまで、海外県の住民の本国への移住を推進する中心的組織となるのである。⁽²⁹⁾

BUMIDOMが設置された背景には、いくつかの要因が指摘される。まずはカリブ海植民地のおかれた状況である。一九五九年一二月、マルティニックで些細なことから死者の出る事態に発展した事件は、失業や貧困、また差別といった、この地が抱える諸問題を明るみに出した⁽³⁰⁾ (図3参照)。この地は名称こそ「海外県」となったものの、実質的にはフランスの支配下にある領域だった。種々の社会問題が生活の根底にあるなかで、現地でもフランスに

移住した人の間でも、「反植民地的」動きが広がったのである。一九五〇―一九七〇年代は、反植民地主義や第三世界主義の潮流が国際的にも高まっていたことを忘れてはなるまい。

そもそもカリブ海の二つの島は人口が過密で、海外県になった当初から、経済的社会的発展を妨げる要因と認識されていた。事実、経済はと言えば、植民地時代からの単品栽培に依存するのみで、さしたる産業は育っていなかった。それは社会問題とともに潜在的な不満となつてくすぶっていたのであり、その解決策として早い時期に決められたのが、他所への移住の推進⁽²⁸⁾だった。逆に高度経済成長期に入っていたフランス本国では、深刻な労働力不足が続いていた。第二次世界大戦前から戦後の労働力の不足は予想されていたが、対策は追いついていなかった⁽²⁹⁾。

つまりフランス政府は、海外県の困難な状況ゆえに、住民がフランスから離反する事態を危惧したのに加えて、過密な人口がこの地の発展を阻害しているとの認識の下、さらにはフランス産業界の労働力不足を補う必要性から、積極的にカリブ海から本国への移住を推奨したわけである。つけ加えるなら、BUMIDOMは一九六三年に突然登場したのではなく、一九五〇―一九六〇年代にフランスで組織された市民による諸団体 (associations) を足掛かりにしている。これも必要から生み出されたものであろう。それらの団体には、ドゴール派の海外県出身者がかか



図3 サヴァンナ広場にある1959年12月の事件を記したプレート (筆者撮影)

わっている場合が多かったという指摘は、先に記した筆者のかつてのルームメイトの体験とともに、記憶にとどめておきたい。

ちなみにすでに一世紀前から、制限つきとはいえ「フランス市民」の肩書を有していたカリブ海植民地出身者は、ある面ではフランスの地方出身者と同じに捉えられる面もあった。しかし彼ら遠方からの労働者に対しては特別の配慮をしなければならず、他のフランス人と同等の対応ではすまない面もあった。他方で特別であることが強調されると、本国社会への統合が難しくなるといった懸念もあり、行政の対応が一筋縄ではいかなかったことは注意すべき点である。⁽³⁵⁾

それではどれほどの人がフランスに来たのだろうか。BUMIDOMは四つの海外県すべてを対象にしていたため、カリブ海二地域に限る数字ではないが、別組織に改編される一九八二年までの二〇年間に、二〇万人の海外県出身者を本国に招来したという。しかも当然のことながら、BUMIDOMを通らずに自力で渡仏した者たちもいた。その数はBUMIDOMが関与したケースとほぼ同数とされるので、合計でおよそ四〇万人に上る。⁽³⁶⁾ 参考までに四海外県全体の人口は、一九六一年に九五万八〇〇〇人、一九八二年には一二四万五八〇〇〇人であった。⁽³⁷⁾ 海外県の人口全体に占める、本国への流出人口の大きさがうかがえよう。そして彼らの多くがパリとその近郊に住んでいる。本稿冒頭で引いたように、その状況をアンスランは、マルチニック、グアドループに次ぐ「第三の島」と称したわけである。

おわりに

二一世紀に入って、フランスにおける海外県出身者の数はさらに増えている。二〇一〇年の時点で、海外県で生

まれた一八一七九歳の住民の半数が、生まれた県の外で生活をしたことがある、あるいは長期にわたって生活しているという。⁽³⁸⁾

本稿ではフランス領カリブ海をめぐる人びとの移動を長期のスパンでディアスポラという観点から概観したが、こうした現象を前に思い浮かぶことをいくつか記して本稿を閉じたいと思う。一つは、仏領以外のカリブ海の状況である。第二次世界大戦後、フランス領とは違って他の列強の領土では独立が相次いだが、ジャマイカからイギリスへといったように、それぞれの地から旧宗主国に移住しているケースが多くみられる。またキュラソーなどオランダ領の島々、あるいはアメリカの市民権を全面的に享受しないプエルトリコのような島など、政治状況の相違はあれ、人の移動の面ではフランス領と類似のケースもある。それらを参照する視点は今後の課題である。⁽³⁹⁾

第二に、表面には現れにくい中国系、インド系の系譜をたどることはもちろんだが、ジェンダーの視角も忘れてはならない論点として指摘しておきたい。島からフランス本国へという移動において女性の視点を加えると、何がみえてくるだろうか。この地域は男性優位の心性が色濃く残っている。移住後にもそれを引きずっているケースは多く、島における状況と移住後の状況の双方を視野に考察する必要があるだろう。それは社会一般におけるジェンダーの問題を異なる角度から考察する手掛かりにもなると思われる。⁽⁴¹⁾

そして最後にもう一点。筆者がマルティニックやグアドループを訪れた際、いたるところに奴隷制の歴史にまつわる記念碑や像があるのが、何よりも強い印象に残った。フランスでは二〇〇二年に制定されたトビラ法で、過去の大西洋奴隷貿易や奴隷制が「人道に対する罪」と規定されたが、本国では概してこうした過去への関心は低い。えに、歴史家の間でもこの問題に焦点化することを忌避する傾向が否定できない。⁽⁴²⁾「アンティーユ性」(antillanité)を唱えた作家エドゥアール・グリッサンは、この地の創世神話は奴隷船のなかで生まれたと喝破した。⁽⁴³⁾この地はフ

ランス共和国でありながら、その根源の感覚は本国での語りになかなか取り込まれたいようである。

グローバル・ディアスポラを論じたロビン・コーエンは、ディアスポラの要件として「記憶の共有」をあげている。一つのトラウマを与えた事件の記憶である。カリブ海の事例に即していえば、それは奴隷制の記憶をおいてほかない。そしてそれが本国⇨加害者、カリブ海⇨被害者という二項対立となることが、両者の間での共有を難しくしている。

しかしそこに、第二点として記した中国系やインド系の視点を加えるとうどうだろうか。本稿でみてきたように、カリブ海では奴隷制の記憶を基底としつつ、奴隷制後に到来した人びとはまた異なる記憶を積み重ねていった。ジェンダーからの問い返しもちろんである。それらを通してみるならば、フランスにおける他のマイノリティ集団と交錯する面にも気づかされるのではないだろうか。

ディアスポラ現象がグローバルに広がった今日においては、一つの共同体にも複数の物語が存在すること、共有する記憶のなかにも濃淡があること、さらには多様な記憶が混在することの方が、むしろ当たり前になっているだろう。そしてそのような視点なしには、ディアスポラの人びととしてひとくくりに語られる集団も、時代とともに変容している側面を見落としてしまうことになるのではないか。

国民国家の均質性・単一性は問い返されて久しいが、その国家内のディアスポラの人びとが、均質性を揺るがす一要因であるのは確かである。加えてディアスポラ集団そのものの複数性は、さらにディアスポラ現象そのものを相対化する面もあるだろう。フランスという国家の周縁部であるカリブ海からのまなざしが、歴史の複層性を多様な観点から見直す契機になるとも思われる。

※本稿は科研費（一八K〇一〇四六）および武蔵大学総研プロジェクト援助金による研究成果の一部である。

- (1) 駒井洋『叢書グローバル・ディアスポラ』刊行にあたって「駒井洋・江成幸編『ヨーロッパ・アメリカ・ロシアのディアスポラ』（叢書グローバル・ディアスポラ四）明石書店、二〇〇九年、四頁。ロビン・コーエンによるディアスポラ研究の詳細な紹介も参照されたい（駒井洋訳『新版グローバル・ディアスポラ』明石書店、二〇一二年、第一章）。
- (2) 駒井洋・小倉充夫編『ブラック・ディアスポラ』（叢書グローバル・ディアスポラ5）明石書店、二〇一一年。さしあたり以下も参照されたい。ロナルド・シーガル、富田虎男監訳『ブラック・ディアスポラ——世界の黒人がつくる歴史・社会・文化』明石書店、一九九九年。
- (3) Alain Anselin, *L'émigration antillaise en France : la troisième île*, Paris, Karthala, 1990. ハリヤなどの周辺の名称が「フランスの島 (Ile de France)」(今日では地域圏 (région) 名) であることにかけて表現だろう。ちなみにクアドループは複数の島からなるが、本稿では便宜上、それらも含めてクアドループ島として扱う。主要な先行研究には以下がある。GEODE Caraïbe, Monique Boissezon et al., *Dynamiques migratoires de la Caraïbe*, Paris, Karthala, 2007; Félix-Hilaire Fortuné, *La France et l'outre-mer antillais*, Paris, L'Harmattan, 2001; Marc Tardieu, *Les Antillais à Paris : d'hier à aujourd'hui*, Paris, Ed. du Rocher, 2005; Richard Burton and Fred Reno, *French and West Indian : Martinique, Guadeloupe and French Guiana Today*, Charlottesville, University Press of Virginia, 1995. 雑誌『人々移住 (Hommes & migrations)』でも特集が編まれたことがある (二〇〇二年・二〇〇七年・二〇一四年など)。またフランス領植民地にみられる「ディアスポラ」の一側面については、駒井・江成編前掲書所収の拙稿「フランス植民地帝国と離散——帝国からフランコフォニーへ。」を参照。
- (4) Décret du 27 avril 1848, *Moniteur universel*, 2 mai 1848. 奴隷制廃止に関しては拙著『フランス植民地主義の歴史——奴隷制廃止から植民地帝国の崩壊まで』人文書院、二〇一二年、第一章を参照。
- (5) Paul Butel, *Histoire des Antilles françaises XVII^e - XX^e siècle*, Paris, Perrin, 2002, p. 309.
- (6) Jean Luc Cardin, *Martinique "chine-chine" : l'immigration chinoise à la Martinique*, Paris, L'Harmattan, 1990, p. 78; Casta Lumio, *Etude historique sur les origines de l'immigration*, Paris, these de droit, 1907, pp. 95-108.
- (7) Butel, *op. cit.*, pp. 308-309.
- (8) 前掲拙著、二九頁。
- (9) Françoise Vergès, *Abolir l'esclavage : une utopie coloniale, les ambiguïtés d'une politique humanitaire*, Paris, Albin Michel, 2001, p. 67.

- (10) Cardin, *op. cit.*, pp. 58-59.
- (11) *Ibid.*, p. 77.
- (12) Butel, *op. cit.*, p. 309.
- (13) AN FM SG mar 41.
- (14) より詳細な数字は以下を参照。Butel, *op. cit.*, pp. 309-310.
- (15) Nelly Schmidt, *La France a-t-elle abolit l'esclavage ? : Guadeloupe-Martinique-Guyane, 1830-1935*, Paris, Perrin, 2009, p. 185.
- (16) Cardin, *op. cit.*, pp. 77-78. 行った会社は現地での行政府と契約を結んでいた。
- (17) *Ibid.*, pp. 137-138.
- (18) マルティニックの場合、到来した中国人は九七八人、うち帰還したのは一名だった。*Ibid.*, p. 139.
- (19) 陳天璽・小林知子編『東アジアのディアスポラ』叢書グローバル・ディアスポラ（明石書店、二〇一一年などを参照）。
- (20) やや意外に思われるが、契約労働者の受け入れが停止となった後、間もなく帰還となるもの一八九四年に五九〇人の日本人もグループに導入されたという。Schmidt, *op. cit.*, p. 184. また本稿では扱わないが、同じく奴隷植民地だったインド洋のレユニオン島では、一八四八—一八六〇年の間にインドから三万七千七百人、アフリカから二万六千七百人、中国からは四二三人を契約労働者として受け入れた。Vergès, *op. cit.*, p. 175.
- (21) Jean-Pierre Sainton, « De l'état desclavé à "l'état de citoyen" : modalités du passage de l'esclavage à la citoyenneté aux Antilles françaises sous la Seconde République (1848-1850) », *Outre-Mer*, no. 338-339, 2003, p. 69. 「市民」の肩書と実質との乖離はごねにあった。この点については以下を参照。拙稿「ナポレオンと植民地——反乱、奴隷、女性」鳴子博子編『ジェンダー・暴力・権力——水平関係から水平・垂直関係へ』晃洋書房、二〇二〇年。拙著『フランス植民地主義と歴史認識』岩波書店、二〇一四年、第六章。
- (22) 海外県化に関しては以下が有益である。France, Assemblée nationale constituante, *La loi du 19 mars 1946 : les débats à l'Assemblée constituante*, introduction et postface de Françoise Vergès, Commission Culture témoignages, 1996.
- (23) たとえば『思想』一〇三七号、特集「高度必需」とは何か——クレオール層の「潜勢力」二〇一〇年九月を参照されたい。また同号掲載の拙稿「フランスにおけるポストコロニアリズムと共和主義」も参照されたい（前掲拙著『フランス植民地主義と歴史認識』所収）。
- (24) Cf. Bénédicte Fortier, *La naissance de l'instruction publique aux vieilles colonies : du code noir vers l'émancipation-assimilation*, Paris, Dalloz, 2003; Joseph Jos (dir.), *La terre des gens sans terre : petite histoire de l'école à la Martinique*, Paris, L'Harmattan,

- 2003.
- (25) Sylvain Pattieu, « Un traitement spécifique des migrations d'outre-mer : le BUMIDDOM (1963-1982) et ses ambiguïtés », *Politix*, no. 116, avril 2016, p. 82.
- (26) Veronique Hélonon, *French Caribbeans in Africa : diasporic connections and colonial administration, 1880-1939*, New York, Macmillan, 2011.
- (27) *Ibid.*, pp. 127-145.
- (28) 海老坂武『フランツ・ファン』講談社、一九八一年、八八―九四頁。ちなみにファンの父方は、奴隷制廃止後に到来したインテリ系労働者の系譜でもある。同書、八二頁。
- (29) Pattieu, op.cit., p. 82.
- (30) BUMIDDOMには多くの研究や言及されるが、前出のパティエの論考は一次史料も駆使した最新のもののである。Ibid.
- (31) Cf. Christian Grabot, « Chômage, racisme et centralisation excessive sont à l'origine du malaise à la Martinique », *Le Monde*, 29 décembre 1959, Louis-Georges Placide, *Les émeutes de décembre 1959 en Martinique : un repère historique*, Paris, L'Harmattan, 2009.
- (32) GEODE Caraipe et al., *op.cit.*, pp. 96-97.
- (33) 人手不足のなか、また植民地だった北アフリカからの人集めも進められていた。Cf. Yamina Benguigui, *Mémoires d'immigrés : l'héritage maghrébin*, Paris, Albin Michel, 1997.
- (34) Pattieu, op.cit., pp. 82-83.
- (35) *Ibid.*, p. 86.
- (36) *Ibid.*, p. 83. アンスランは、BUMIDDOMの二〇年の間に在仏のカリブ海出身者の数は5倍に増えたと記している。Anselin, *op.cit.*, p. 100.
- (37) Chantal Madinier, « Les populations de l'outre-mer français », *Espace Populations Sociétés*, n° 2, 1993, p. 403.
- (38) Claude Valentin Marie et Franck Temporal, « Les migrations des natis des DOM : une sélection accrue au service de la France métropolitaine », in Philippe Vitale (dir.), *Mobilités ultramarines*, Paris, Editions des archives contemporaines, 2014, p. 2. 44頁の論考は、フランス領カリブ海地域からのディアスポラの移住の特殊性を論じたものである。Mickaela Perina, « Ongoing Diaspora : the Case of the French Caribbean », *Revue européenne des migrations internationales*, vol. 22, n° 1, 2006.
- (39) すでに先行研究もある。たとえば注3に掲げた雑誌『人と移住』「およびその他の個別研究も参照された」。Cf. Frances Henry,

- The Caribbean Diaspora in Toronto : Learning to Live with Racism*. Toronto, University of Toronto Press, 1994.
- (40) Cf. Jean Benoist, Monique Desroches, Jerry L'Etang et Gilbert-Francis Ponaman. *L'Inde dans les arts de la Guadeloupe et de la Martinique : Héritages et innovations*. Paris, Isis rouge, 2004.
- (41) すでに研究には着手されている。たとえば以下を参照。シリナム・コティアス、松本悠子訳「自由しかし二流——仏領アンティル諸島における奴隷解放とジェンダー」粟屋利江・松本悠子編『人の移動と文化の交差』（ジェンダー史叢書七巻）明石書店、二〇一一年。Stéphanie Condon. * 'Travail et genre dans l'histoire des migrations antillaises *'. *Travail, genre et société*, n° 20, février 2008.
- (42) 前掲拙著『フランス植民地主義と歴史認識』第八章を参照されたい。
- (43) グリッサンが来日した際の発言（「カリブ海から世界へ」——グリッサンと加藤周一の対話、二〇〇一年七月一六日、於日仏会館）。グリッサンは単一の根をもつアイデンティティではなく、ヨーロッパが自分たちをこの地に連れてきたことで自分たちは生まれたことから、他者との関係によって生まれたという「関係性のアイデンティティ」を説いている。エドゥアール・グリッサン、菅啓次郎訳『〈関係〉の詩学』インスクリプト、二〇〇〇年。
- (44) コーエン前掲書、三三―三四頁。